

六 一九七三年度 全学協議会確認事項

(一九七四(昭四九)・一・一八 全学協議会)

はじめに

I 本学は、一九七一年の中央教育審議会答申の路線とその具体化である筑波大学方式に抗しつつ、七〇年度全学協議会確認事項にもとづく教学の民主的発展に努力してきた。しかし、急速に進行するインフレーションと、貧困な文教政策により、国民的要求であり、本学も努力してきた公費助成が依然として不十分ななかで、教学をささえる財政が、重大な危機に直面させられている。理事会は公費助成運動による、その基本的解決の方向を強めることを確認しつつも、当面の措置をとる必要があるとして、一九七三年一〇月二〇日、七四年度新生よりの学費値上げを提起し、ひきつづき一〇月二七日に入学検定料の値上げ提案を行なった。

II これに対して学友会は、第一に大幅な学費値上げは教育の機会均等、学生生活のいっそうの破壊をもたらすこと。第二に今回の学費値上げ提起は「立命の財政実態を明らかにせよ」との要求にもかかわらず、教授会での討議も不十分なまま提起された。今日の私学危機が理事会だけの努力でなんとかするかのよう、現状に対する認識の弱さのものでのきわめて非民主的な提起であること。第三に政府のインフレ政策を不動の前提として、その大学財政に対する影響のみを強調して、学生・父母に対する影響には一切ふれていないこと。第四にそのことが立命館大学における相対的低学費堅持の政策に対する過少評価をうみ、教育の機会均等、公教育公負担の原則を破壊し、私学危機の真の克服の展望を客観的には国政革新からそらす役割をはたすこと。第五に公費助成運動を全大学機構あげて取り組んできたといえないこと。第六に危機は財政のみでなく、より深刻には研究・教育の危機であるにもかかわらず、この点での実態把握と改善方向を示していないこと、を指摘し「学費値上げ断固反対」の立場を堅持した。

院生協議会は、以上の学友会の指摘に加えて、六割が独立生計者である院生にとって、学費値上げは研究条件そのものの劣悪さにいっそう拍車をかけるものであり、奨学金を受けてもお通一〇時間以上のアルバイトをしなれば最低の生活条件をも維持しえないという院生の生活実態を明らかにして、このような院生の生活条件をふまえない一方的な学費値上げに対して反対の意思を表明した。

また、教職員組合も、学友会の六点到たる主張と同趣旨の指摘をしつつ、原則的に反対の立場を明確にした。あわせて、私学危機を打開し公費助成闘争を切り開く主導的力は労働組合の産業別統一闘争にあること、および闘争の全国的発展への条件が学園のあらゆる分野の職場課題を学生の要求と結合させ、学生・教職員の民主的力量の発展をつくり上げることにあると主張した。

III さらに、学友会・院生協議会・教職員組合は、今日の私立大学における学費問題について、それが自民党政府の反動的で貧困な文教政策と国民生活破壊の超高度成長政策に根源をもつ「私学危機」の集中的表現であり、その全面的解決は、対政府闘争へと必然的に発展すべきものである、との見解を明らかにした。

すなわち、学費闘争の性格は、学生生活の経済的保障、教育費の父母負担の軽減をもとめる、いわゆる経済的要求にもとづいたたかいかいであるが、同時にそれは、国民的教育を受ける権利、教育の機会均等をはじめ、憲法と教育基本法の保障する民主的教育の原則と制度を守る民主主義擁護のたたかいである。このたたかいは、国政革新を実現してゆく政治闘争として展開されねばならない。しかも、今日の立命館学園の民主化の到達点をふまえ、よりいっそうの民主化をめざす闘争と結合されなければならない性格を有していた。

従来、全国の私学でたたかれてきた学費闘争は国の文教政策に対してたたかうとともに、個別の私学における不正常な財政運営についても追求するなかで、学費値上げそのものの白紙撤回をかちとったり、減額をかちとったりしてきた。しかし、今日、第一次・第二次学園民主化闘争、七〇年学費闘

争を経過するなかで、財政の民主化をはじめとして、一定の民主化を実現してきた立命館大学においては、学費問題を個別学園内部の問題として展開するのではなく、真に私学危機の全面的解決をめざす闘争として発展させなければならぬという点において、重要な意義と特徴をもったものであった。

IV その後三カ月間、理事会・学友会・院生協議会・教職員組合および生活協同組合(オプザヴァ参加)の間で、公開全学協議会、のべ一回の学園振興懇談会、二回の全学公開交渉、三〇回をこえる五者会談を含む学部段階での公開交渉、および従来になく新しい形態として外国語科連絡協議会、保健体育教室、部課長会議、事務室などとの交渉がもたれ、真剣ではげしい討論が展開された。

この討論を通じて理事会は、現在の私学危機を理事会のみの努力によって解決することはできず、危機の克服の基本的な力は、学生・院生・教職員にあるという点についての理事会の認識の弱さがあつたことを承認した。

また、この間、私学危機の抜本的解決をめざし、教授会も含めて、全学一斉クラス討議の展開や、のべ八回の学習講演集会を開催し、それを基礎に、地域・街頭への宣伝行動、労働組合・民主団体への申入れ活動、他大学への働きかけなどを展開し、それらを集約し、約一〇〇〇名にのぼる学生・院生・教職員の代表が四回の中央請願行動、一回の対府要請行動を行なってきた。これらの運動のうえに立つて、再度、学園振興懇談会・全学協議会において「私学危機」の全面的把握と、それを克服する具体的取り組みについて、きびしい討議の積み重ねを行ない、今後、つぎの諸点の具体的改善をすすめることを、全学一致で確認した。

一、私学危機について

理事会によって、今回提起された学費値上げ提案は、今日、本学が直面している危機の深さを表現するものであり、それは政府文部省の反動的で貧困な文教政策と国民生活をも破壊する政府の超高度成長・インフレ政策に起因する「私

「学危機」の集中的あらわれである。

この危機は、国民にとっては、学ぶ権利を保障する教育の機会均等の原則の破壊を意味し、教職員にとっては、真の研究・教育、そのための労働・生活条件の破壊を意味し、学生にとっては、内容豊かで、水準の高い教育を受け、学ぶ権利が破壊されることを意味している。

そしてこの危機は、学費値上げによって根本的解決をはかることはできず、大幅な公費助成の獲得によらなければならない。

二、学費提起の民主化について

I 財政の民主化について

1. 七〇年度全学協議会確認にもとづく財政民主化の諸原則 ①予算編成過程の民主化 ②執行過程の民主化 ③財政計画の民主的で柔軟性のある運用 ④財政公開の原則にもとづく全学協議会での監査)の具体的運用を強めつつ、さらに全学が財政実態について、共通認識をもつことの重要性から、年四回(予算、決算、予算執行上の重要な問題が生じたときを中心に、三回は文書でもって)財政実態について、具体的に、わかりやすく全学生・院生・教職員に説明を行なう。
2. 学内の教授会、部課などの諸機関は、それぞれの機関として財政についても責任を有することを確認し、「財政問題は理事会まかせ」の消極的態度を克服して、その責任をはたしていく。
3. 建設勘定に関しては、従来、これを経常勘定と明確に分離し、二本立てを貫いてきたことの意義を確認しつつ、建設勘定の民主化を、当面の「衣笠一拠点」の民主的实现の過程のなかですめる。

II 学費等の提起の期限と民主化について

1. 従来、学費提起の期限を一〇月二〇日とし、年内二カ月間の全学的討議を民主的に保障してきた。しかし、年間を通じて、学生・院生・教職員が財政実態についての正しい関心と理解をもち、学費問題の民主的解決をは

かっていく方向で、提起の期限については再検討する。

2. 今回、理事会は、全学的な討議の期限を保障せず入学検定料の値上げ提起を行なったが、これは本学の民主化の到達点をも突き崩す意味をもつものであり、今後、このような非民主的提起は行なわれない。

3. その他、学生から徴収する諸費についても相対的に低いものにする努力を行ない、その性格、運用について民主的討議により明確にする。

三、相対的低学費の堅持について

本学では、戦後一貫して、相対的低学費が維持されてきたが、今回の学費値上げ提起において、当初理事会、大学機関においては、相対的低学費を維持することが今日のきびしい状況のもとではその意味がうすれ、本学の危機をのりきることと現実的には矛盾するかのような認識も一部でみられたが、しかし、その誤りが明確にされ、つぎの点が確認された。

1. 全国的に私学の民主化が重要な課題である現状で、本学が相対的低学費を維持しつつ、すんだ研究・教育を実現していくことは、私学の民主化の意味と、それを実現するみちすじを示すという積極的役割を果たすものである。
2. 相対的低学費の正しいとらえ方は、あくまでも財政民主化の徹底を含む学園民主化の課題に基礎をおいたものでなければならない。従来、本学においては、この原則を堅持する姿勢のもとで、学生の納付金を大学の研究・教育の目的にのみ使うことを学内の民主化を通じて徹底してきた。さらには、相対的に低所得の勤労者の子弟の本学への入学を保障することによって教学および財政の民主化を促進する客観的な基礎をつくってきた。そして、その努力をいっそう強めるため、この間の討議を再度ここで集約し確認する。

I 相対的低学費の意義

本学が相対的低学費を堅持することは、つぎのような意義をもっている。

って、おのずから限界をもっており、教育の機会均等を完全に実現するには、民主的で大幅な公費助成獲得の運動との結合をはからなければならない。

四、公費助成について

この三カ月間の全大学をあげた取り組みのなかで大幅で民主的な公費助成を実現するための運動は大きな発展を遂げた。

すなわち、学費問題にあらわれた私学危機の根源が政府自民党の反動的で貧困な文教政策とインフレ政策にあることが、全大学人の基本的認識となり、公費助成のための運動も大きく前進している。そしてこの運動のなかで、全国の私立大学理事会、総長・学長、教職員、学生・院生を含む共同の運動が生まれ、それに参加した大学数は一五校におよんだ。公費助成問題で、全学的な論議がすすめられ、学内の自主的運動体のみならず、大学機関としても、業務を通じてこの運動に参加しなければならないという認識が確立され、持続的運動の基礎がつくられつつあるなど特筆すべき大きな成果をあげることができた。

この運動の前進のため、つぎの目標の実現が重要である。

1. 私立大学の授業料値上げをおさえ、引きさげるための国庫助成。
2. 私立大学の国庫助成の配分をきめる日本私学振興財団を民主化し、国庫助成の民主的で公正な運用をはかる。
3. 授業料額などの決定ないし承認の過程を民主化する。
4. 私立大学に対する国の介入を許さず、自らの管理運営を民主化し、その財政を公開する。

右の点を明確にしつつ、運動をすすめるうえで学生・院生・教職員・理事会が、それぞれ社会的な運動をきざきあげるために、いままでの運動の成果のうえに立って、さらに幅をひろげる働きかけを強化することがきわめて重要である。とりわけ、学生・院生・教職員は、七四年の春闘が「国民春闘」として、国に対する制度的な要求をかかげて発展してきているもので、それとの共同のたたかいを強化しなければならない。

この間、公費助成獲得の運動が、大学の民主的諸団体のおのの運動のみ

ならず、大学がその業務としてもこれに参加し、全大学人が日常的、系統的に運動を展開するようになり、それにみあって全学連絡協議会は、これまでの取り組みを総括し、協議会の事務局体制の強化をはかってきた。さらにこの運動をすすめるために、大学機関が日常的業務として恒常的に取り組む必要があることから、公費助成に責任をもつ部課を明確にすることを確認した。

五、学生実態について

学費提起が学生生活にきわめて深刻な影響を与えるものであるにもかかわらず、その提起に際して、今日の学生の勉学・生活条件など全面にわたる実態を把握して、その問題点とその克服、改善の方向を明確にしえなかつた理事会・教授会・各部課の業務体制の弱さは重大な問題である。学生実態の明確な把握によって、はじめて、教育・研究・厚生施策上の課題が明確になり、着実な改善方向も見出しうることを考え、その把握の重要性を確認し、今後、その全面的で、系統的な把握の体制を確立し、活用をはかつていく。

六、事務および事務体制の民主化について

大学における研究・教育は、教員を中心に行なわれるものであるが、たんに教員の活動のみによつてなつていないものではない。さらに、職員が日常的な業務において、学生と接触することからえられる直接的な学生への要求の把握、あるいは勉学・生活条件の全面的にわたる実態把握から教学改革の積極的な提案がなされるという重要な側面がある。

今日、立命館大学においては、職員が大学自治の構成員として、大学運営へ組織的に参加しており、しかも部課長制度の一定の民主化を実現しているという段階にある。しかし、①学生と日常的に接触しながら業務を遂行する条件をもたない部課では、学生とのコミュニケーションが充分でなく、直接学生に責任を負う事務体制となっていないこと、②職員は教員と仕事の分野が異なっている、対等の協力関係をもつて大学業務を遂行しなければならないがこの点

までに提起する。

- (4) 回生別に担当教員と「ゼミ連」の協議の体制を強化する。
- (5) テキストの選定について共同化を強める。

2. 大教室講義

- (1) 「小集団教育を軸とする教学の発展」を基本にして、内容の改善・充実をはかる。
- (2) ノート講義については、レジメ・資料を配布するなどしてつねに一年間全体の講義の体系的性を明確にする。
- (3) 学期末にまとめの講義を行なう。

3. 外国語教育

- (1) 外国語教育の目的と到達目標を、いっそう明確な、内容豊かなものにし、わかりやすいパンフレットなどにより学生に徹底する。
- (2) 外国語教育の目的と到達目標を、教材として具体的に化するために、学生の意見・要求を反映したテキスト検討、選択の共同化を強化し、統一テキストの積極的な意義を確認して、その編集を志向する。
- (3) 隔年に外国語教育についての実態調査を行ない、実態にそくした改善をはかる。
- (4) 従来の、外国語教育についての「外国語科連絡協議会まかせ」を克服し、外国語教育の大学教育にしめる正しい位置を明らかにし、外国語教育に対する教授会の責任を明確にする。
- (5) 小集団教育としての実をあげるために、授業方法などの検討を行なうと同時に、その他の小集団教育担当教員との共同化をはかる。
- (6) 外国語科連絡協議会、学部外国語教員と学友会・自治会との協議・交渉を制度化する。

4. 学部学生定員

今後の、小集団教育を軸とする教学のいっそうの充実、学部教授会の適正規模の検討のなかで、学部学生定員の縮小を、「衣笠一拠点」完了時を目途に検討する。

5. 二部教学

で大学業務の遂行についての提案と、その執行責任が直接問われる体制が確立していないことなど、現実には民主化の到達段階が十分に理解され、遂行されていないので、さらに前進した改革がなされなければならない。したがって、これらの到達段階をふまえて、以下の具体的改善が必要であることを確認した。

1. 現在の部課を、全大学の現状にそくしたものに改廃し、部課ごとに学生に直接責任を負う事務体制に改める。
2. 学生の実態は、一部の部課で部分的には把握されているが、全学的に集約され、教学改善に充分反映されていないのが現状である。したがって、これを系統的に把握し、全学的に集中できる体制を確立する。
3. 教務事務の機械化については、教学の民主化、事務体制の民主化、集団化を前進させるものであること。さらには、機械化にともない学生の要求実現をはかるための合理的で有効な人員配置の検討を行ない、部課の充実・改善をはかる。
4. 部課長会議および各部課と学友会・自治会・院生協議会との協議・交渉を制度的に保障する。

七、教学の改善に関する確認事項

I 教学内容にかかわるもの

1. 小集団教育
 - (1) 二年制ゼミの完全実施について、当面、
 - ① 一・五年ゼミの充実。
 - ② 論文指導を制度化し、クラス全員に対する集団指導を行ない、四回生一〇月以降の小集団教育を保障する。
 - ③ ①②の強化をはかりつつ、二年制ゼミの完全実施に発展させる。
 - (2) ゼミ・オリエンテーションの早期実施（一二月）と内容の充実をはかる。
 - (3) 二回生小集団教育の総括と今後の基本方向について、一九七四年九月

- (1) 「二部切捨て」の中教審路線に反対し、生活・労働・教学諸条件の全面にわたって、矛盾の集中している勤労学生への教育を受ける権利を全学の力で守り発展させる。

- (2) 二講時制を二部学生の物理的条件からのみ消極的にとらえるのではなく、小集団教育を軸とする二部教学の内容・体制・条件の全面的発展をめざすものとして、その積極的意義を確認し、二講時制討議のための具体案を一九七四年六月末までに全学に提起し、検討をすすめる。

- (3) 文学部人文学科・理工学部基礎工学科における当面の改善を行なうとともに、二講時制を契機とする二部教学の全面的刷新のなかで、その抜本的改革を推進する。

- (4) 二部教学に対して責任をもつ体制を改善・強化する。具体的には、
 - ① 二部協議会の強化。
 - ② 二部各学部教務主任の学部教授会執行部への参加、二部協議員の学部調査委員会への参加により、学部教学の最終責任を負う教授会での二部教学討議を推進する。
 - ③ 事務職場相互間の連絡強化と共同化を推進し、関連職場連絡協議の定期化を行なう。

II 教学条件の整備および諸要求にかかわるもの

1. 基本的な図書を整備した学生共同研究室の、一九七四年四月からの設置
2. 図書館運営への学生参加
3. 以学館一・二号室の改修
4. 女子寮建設と寮の統廃合
5. 衣笠周辺にセミナーハウスの早期建設
6. 学生会館の完成
7. 第二体育館の建設

八、大学院教学の改善について

立命館大学における大学院の理念と位置づけは、学部教学を基礎とした、国民的立場に立つた民主的研究者養成の機関であるが、このような理念と位置づけが、教学実態の把握と院生の要求にもとづいて具体化されねばならないことを確認した。

I 教学内容改善の要求

1. 共同化、共同研究の到達点を明確にし、克服さるべき問題点、その解決の方策を各研究科の実態にそくして明らかにする。
2. 研究指導、複数指導教授制を確立すること、その際、「マン・ツー・マン」方式という形態でのゼミのあり方についての検討が必要である。
3. 院生数の少なさが、共同研究、自治活動の障害要因のひとつとなつている現状と、歴史的に形成されてきた厳選主義との関連について検討する。
4. 現状において共同研究を進展させるうえで、人文科学研究所・理工学研究所の共同研究への院生の参加、研究科間の共同研究の具体化をはかる。
5. 大学院としての基本的条件を欠いている研究科・専攻の抜本的改善のための方策を明確にする。
6. 学部教学と大学院教学との有機的関連について、具体的に積極的な方策を確立する。

II 研究・生活諸条件改善の要求

1. 学内奨学金の増額
2. 研究室の改善
3. 図書費の増額と研究科間の格差是正

以上の大学院教学における基本的問題および院生の要求解決と実現のための方策を、大学院政策として早期に全学に提示する。

一九七四年一月一八日

立 命 館 総 長

学友会中央委員会常任委員長

大学院生協議会執行委員長

教職員組合執行委員長

立命館大学生生活協同組合理事長
(オブザーヴァ参加)